

## 所沢市公共施設 LED 一括導入業務委託事業者 公募型プロポーザル審査要領

### (目的)

第1条 この要領は、所沢市公共施設 LED 一括導入業務委託事業者公募型プロポーザル（以下、「プロポーザル」という。）について、所沢市公共施設 LED 一括導入業務委託事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）において行う、公募に参加した事業者（以下「参加事業者」という。）から提出された事業提案（以下「提案」という。）の審査に関する事項を定めることを目的とする。

### (審査方法)

第2条 選定委員会は、別表に掲げる評価基準を基に、経済性、実施体制、事業遂行能力、照明器具、業務内容、環境配慮の観点から総合的に審査を行う。

- 2 審査は別表「提案評価基準」に基づき実施する。
- 3 提案の優劣に関する順位付けは、第1項の観点から評価した評定点合計により行う。
- 4 第2項の評定点合計は、別表に掲げる評価項目ごとに、採点基準に基づいて評価した点数の合計とする。
- 5 第2項の評定点合計が配点合計の50%に満たない参加事業者は、失格とする。
- 6 参加事業者が一者の場合でも審査・選定を行う。

### (最優秀提案等の選定)

第3条 すべての提案の中から最も評定点合計が高いものを最優秀提案として1件、及びそれに次ぐものを優秀提案として1件選定する。

### (順位付けの特例)

第4条 審査の結果、評定点合計の最高点が同点で2者以上あった場合は、第2条第1項で定める観点別の評定点を基にして、次の各号に掲げる方法を第1号から順に適用することにより順位を付し、第1位の提案を最優秀提案に、第2位の提案を優秀提案に選定する。

- (1) 業務内容の評定点計により順位を付す。
- (2) 第1号が同点の場合は、経済性の評定点計により順位を付す。
- (3) 第1号及び第2号が同点の場合は、実施体制の評定点計により順位を付す。
- (4) 第1号、第2号及び第3号が同点の場合は、事務局において、当該事業者立会いのもと、くじによって順位を付す。

### (審査結果の通知等)

第5条 審査の結果は、最優秀提案者(優先交渉権者)及び優秀提案者(次点交渉権者)を含む参加事業者すべての者に対し文書で通知する。

(審査結果の公表)

第6条 優先交渉権者となった参加事業者を、所沢市ホームページにおいて公表する。

(提案内容に関する質疑回答)

第7条 審査の過程において、市は参加事業者に対し、必要に応じ提案内容に関する質問を行うことができる。

- 2 質問を受けた参加事業者は期限までに回答を行わなければならない。
- 3 前項の回答は選定委員会において、審査上の参考として取り扱うものとする。

(失格規定)

第8条 参加事業者が、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する行為を行った場合は、当該事業者はプロポーザルへの参加資格を失うものとする。

- (1) 市が所沢市公共施設 LED 一括導入業務委託事業者公募型プロポーザル実施要領(以下「実施要領」という。)等で指定する期限までに書類が提出されなかった場合
  - (2) 提出書類に虚偽の記載を行った場合
  - (3) 提案の内容が次のいずれかに該当する場合
    - イ 実施要領等に記載の提案に関する必須条件を満たさない場合
    - ロ 提案が明らかに具体性または妥当性を欠く内容である場合
    - ハ 重大な計算誤りや条件設定誤り等により提案内容に信頼性がない場合
  - (4) 審査の公平性や選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合
  - (5) 評価委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めた場合
  - (6) 他の参加事業者と提案内容またはその意思について相談を行った場合
  - (7) 審査結果の公表までの間に、他の参加事業者に対して提案内容を意図的に開示した場合
  - (8) 提案にあたり市の業務及び施設の運営に支障を及ぼす行為があった場合
  - (9) 提案金額が実施要領に記載の事業費限度額を上回っていた場合
  - (10) その他実施要領等に違反すると認められる行為を行った場合
- 2 最優秀提案者決定後において、最優秀提案者が前項に該当する行為を行ったことが明らかとなった場合、優先交渉権者としての地位を取り消すものとする。

(他の規定等との関係)

第9条 実施要領等の内容と相違がある場合は、本要領の規定を優先する。

## 附 則

この要領は、令和 8 年 1 月 8 日から施行する。

## 別表（第 2 条関係）

### 提案評価基準

## 別表 提案評価基準

審査の観点	審査区分	審査項目	説明	評価	評定点	参照様式
経済性	事業全般に関する提案	事業費	事業費の低さについて評価	5段階評価	10	様式第7号 様式第8号
		省エネルギー	照明使用に係る使用電気削減見込率(%)の高さを評価	5段階評価	10	
実施体制	スケジュールに関する提案	スケジュール	施工期間や各年度の施工予定施設の妥当性、工事遅延リスク対応を評価	5段階評価	5	様式第9号
	事業者に関する提案	施工役割(1次下請まで)における市内施工店の活用	市内に本店又は支店を置く事業者を積極的に活用しているかについて評価	5段階評価	10	
			市内事業者の意向表明書の取得割合(取得した事業者の施工予定施設の床面積で判断)を評価	5段階評価	5	様式第10号
事業遂行能力	事業者の事業遂行に関する提案	事業実績	事業者の過去の実績や信頼性について評価	5段階評価	5	様式第3号
		経営状況	事業者の経営状態について評価	5段階評価	5	決算報告書
		ワークライフバランス等の推進	構成員のワーク・ライフ・バランス等推進企業(※)の該当状況について評価	5段階評価	5	様式第14号
照明器具	照明機具等の選定に関する提案	照明器具	照明器具の性能(安全性、省エネ性能、コスト効果等)について評価	5段階評価	5	様式第11号
業務内容	施工方法に関する提案	施工計画・品質	施工時の手法や方法が建物材料や運営への影響を考慮した施工計画となっているかについて評価	5段階評価	10	様式第12号
	設置場所等に関する提案	設置場所の障害対応	設置場所に劣化やアスベスト含有が懸念された場合の対応について評価	5段階評価	10	
	障害対応に関する提案	維持管理	維持管理期間の障害対応策について評価	5段階評価	10	
	削減効果検証・保証に関する提案	省エネ効果の検証及び保証	提案された削減効果の検証及び保証の内容や対応について評価	5段階評価	5	
環境配慮	環境に関する提案	独自提案	その他脱炭素施策に資する独自提案について評価	5段階評価	5	様式第13号
合計					100	

※「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する実施要領（令和7年3月31日一部改正）」における評価対象企業